

東広島市立小中学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する要綱の一部改正について

1 目的、概要

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正したことに伴い、所要の規定の整理を行う。

2 改正箇所について

東広島市立小中学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する要綱

	(新)	(旧)
条文	<p>第2条 市長は、住所地から当該住所地が属する学区(東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則(昭和49年東広島市教育委員会規則第19号)第2条に定める学区をいう。)に係る小学校又は中学校に通学している児童又は生徒(同規則第5条の規定により所属学校(同規則第3条に規定する所属学校をいう。)以外の学校を通学すべき学校として指定を受けた児童又は生徒のうち、地理的条件その他通学の支援を行うことについて教育委員会がやむを得ないと認める事情により当該指定を受けたものを含む。)のうち、通学に係る片道の距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以上、中学校にあってはおおむね6キロメートル以上である者で次の各号のいずれかに該当するもの(以下「通学支援児童等」という。)に対し、次条に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>《 略 》</p>	<p>第2条 市長は、住所地から当該住所地が属する学区(東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則(昭和49年東広島市教育委員会規則第19号)第2条に定める学区をいう。)に係る小学校又は中学校に通学している児童又は生徒(同規則第4条の規定により所属学校(同規則第3条に規定する所属学校をいう。)以外の学校を通学すべき学校として指定を受けた児童又は生徒のうち、地理的条件その他通学の支援を行うことについて教育委員会がやむを得ないと認める事情により当該指定を受けたものを含む。)のうち、通学に係る片道の距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以上、中学校にあってはおおむね6キロメートル以上である者で次の各号のいずれかに該当するもの(以下「通学支援児童等」という。)に対し、次条に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>《 略 》</p>

3 参考

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則 新旧対照表【抜粋】

新	旧
<p>第4条 前条の規定にかかわらず、保護者が所属学校以外の学校(教育委員会が別に指定する学校に限る。)を選択した場合において、教育委員会がこれを認めた</p>	

新	旧
<p><u>ときは、教育委員会は、当該学校を通学すべき学校として指定することができる。</u></p> <p><u>第5条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、所属学校以外の学校を通学すべき学校として指定することができる。この場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地理的条件により通学困難と認めたとき。 (2) 身体が虚弱で通学困難と認めたとき。 (3) 身体又は精神に障害があり通学困難と認めたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、特に教育的配慮をする必要があると認めたとき。 	<p><u>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、所属学校以外の学校を通学すべき学校として指定することができる。この場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地理的条件により通学困難と認めたとき。 (2) 身体が虚弱で通学困難と認めたとき。 (3) 身体又は精神に障害があり通学困難と認めたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、特に教育的配慮をする必要があると認めたとき。